労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年４月１日
厚　生　労　働　省

所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 12 号）による租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正に伴い今般制定された、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 70 号）は、租税特別措置法に基づく税額控除の適用に必要な事項を定めるものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第２号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一　（略）

二　納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八　（略）

担当：厚生労働省　職業安定局雇用政策課